4　TEC_{ST}は、製品に２つ以上の内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に、１回のみ適用することができる。

5　TEC_{DIS}におけるＥＰは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

ＥＰ＝０　：性能強化ディスプレイなし

ＥＰ＝0.3　：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

ＥＰ＝0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

ｒはスクリーン解像度（メガピクセル）、Ａは可視スクリーン面積（平方インチ）

⑵　目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－２　磁気ディスク装置

⑴　品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が１ギガバイト以下のもの

②ディスクの直径が40㎜以下のもの

③最大データ転送速度が１秒につき270ギガバイトを超えるもの

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が１枚のもの			Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－30.8)
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの			Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－31.2)
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が４枚以上のもの			Ｅ＝exp(2.11×ln（Ｎ）－23.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	5000回毎分以下		Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－29.8)
		5000回毎分超6000回毎分以下		Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－31.2)
		6000回毎分超		Ｅ＝exp(4.30×ln（Ｎ）－43.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	5000回毎分以下		Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－31.5)
		5000回毎分超6000回毎分以下		Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－32.2)
		6000回毎分超		Ｅ＝exp(4.58×ln（Ｎ）－46.8)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が４枚以上のもの			Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－31.9)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの			Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－30.2)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が２枚以上のもの			Ｅ＝exp(2.98×ln（Ｎ）－30.9)
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	Ｅ＝exp(1.85×ln（Ｎ）－18.8)
			メインフレームサーバ用以外のもの	Ｅ＝exp(1.56×ln（Ｎ）－17.7)

備考）１　「メインフレームサーバ」とは、専用ＣＩＳＣ（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

２　Ｅ及びＮは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率

Ｎ：回転数（単位：回毎分）